

ETC車線への適正な案内・誘導やスマートIC(インターチェンジ)の逆走防止など 高速道路走行中の安全・利便向上を求めた行政相談を端緒とした改善 — 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん —

総務省四国行政評価支局(局長:永留世悟)は、ETC車線への車両の適正な案内・誘導やスマートIC入出時におけるSA・PA(サービスエリア・パーキングエリア)内の逆走防止の周知徹底など高速道路走行中の安全性や利便性の向上を求める相談を受けました。

この相談について、当局では、NEXCO西日本が管理する四国管内の高速道路を調査の上、民間有識者で構成する四国地域行政苦情救済推進会議(座長:土田哲也 香川大学名誉教授、ほか5名)の意見を踏まえ、平成28年11月7日、NEXCO西日本四国支社に対して、必要な改善を求めるあっせんを行いました。

その結果、NEXCO西日本四国支社において、次のような改善が図られることとなりました。

あっせん要旨

- ①ETC専用車線へのETC車線案内標示板及び誘導路面標示の適正かつ迅速な設置
- ②スマートIC入出時におけるSA・PA内の逆走防止の周知徹底
- ③EV急速充電スタンド設置場所の案内促進及びペースメーカー等使用者に対する注意喚起の徹底
- ④高速道路から利用可能なハイウェイオアシスにおける飲酒運転禁止の周知徹底

改善の概要

- ①ETC専用車線への案内標示板及び誘導路面標示を適正な標示に改善
- ②スマートIC入出時のSA・PA内の逆走防止の周知徹底のため、SA・PA進入路や本線上などに注意看板を設置
- ③本線上への案内板設置に向けた関係機関との協議調整を実施、EV急速充電器の仕様を標準化している協議会に対し、設置場所でのペースメーカー等使用者に対する注意喚起徹底の申し入れを実施
- ④ハイウェイオアシス設置主体に対し、飲酒運転禁止の周知看板等の設置による注意喚起徹底の申し入れを実施

〈改善により安全性・利便性が向上〉

【本件の連絡先】

四国行政評価支局 首席行政相談官室 井原俊秀、安芸佳孝
 電話:087-831-9204 FAX:087-831-4510
 〒760-0068 高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎4階

事案1 高速道路IC料金所におけるETC専用車線への適正な案内・誘導

相談要旨

高速道路のIC料金所出入口付近には、ETC車線へ誘導するためにETC車線案内標示板や誘導路面標示が設置されている。

しかし、ETC車線が増設されたり、休止となっている車線があるなど、ETC車線案内が実態と相違し、紛らわしい状態になっているので適正な案内・誘導になるよう改善してほしい。



あっせん事項

ETC専用車線へのETC車線案内標示板及び誘導路面標示の設置を適正かつ迅速に行い、車両の適切な案内・誘導を図る方向で検討すること

当局調査結果の概要 別添資料P1～27

NEXCO西日本が管理する四国管内の高速道路ICにおけるETC専用車線へのETC車線案内標示板及び誘導路面標示の設置状況を調査した結果は、以下のとおり

◆ ETC車線案内標示板

未設置:2か所 設置不十分:13か所

◆ 誘導路面標示

未設置:41か所 設置不十分:5か所

⇒ この中には、

- ・ ETC車線案内標示板が誘導しているETC専用車線が常時閉鎖されているもの(松山IC上り出口・下り出口)、
- ・ ETC車線案内標示板の設置方向が悪く、走行車両から見えないもの(三島川之江IC上り出口) あり

〈安全性・利便性の確保が必要〉

NEXCO西日本四国支社の回答

ETC専用車線へのETC車線案内標示板及び誘導路面標示が設置されていない箇所(いずれも設置不十分含む。)について、交通管理者との協議などを行い、順次、適正な標示を行う

- ⇒ 松山IC出口料金所の閉鎖中ETC専用車線は運用を開始、
三島川之江IC上り出口のETC車線案内標示板は改善済み

事案2 高速道路のスマートICにおけるSA・PA内の逆走防止の周知徹底

相談要旨

徳島の松茂PAに入った際、注意看板を見て、スマートICの入出時にSA・PAを利用すると逆走となり危険であるためにSA・PAが利用できないケースがあることを初めて知った。

しかし、他のスマートICでは運転手への周知が徹底されていないと思うので、目立つ位置に注意看板を設置して逆走防止の周知を徹底してほしい。



あっせん事項

スマートICにおけるSA・PA内の逆走による危険運転を防止する観点から、SA・PA進入路や本線上等へ注意看板を迅速に設置し、運転手への周知徹底を図る方向で検討すること

当局調査結果の概要 別添資料P29～36

- ◆NEXCO西日本が管理する四国管内の高速道路では、上下線合わせて計8か所のスマートICが設置
⇒ 7か所において、スマートICからSA・PAに入る場合又はスマートICから出る場合、逆走になり危険であることからSA・PAの利用ができない状況
- ◆徳島道松茂スマートIC(上り)では、逆走防止のための注意看板が本線上、本線からPAに入る進入路脇及びPA内のトイレ入口付近に複数設置
⇒ しかし、他の5か所のICでは注意看板が未設置、また、残り1か所は設置されているが、設置箇所数が少なく見落とすおそれあり

〈安全性の確保が必要〉

NEXCO西日本四国支社の回答

スマートICにおけるSA・PA内の逆走防止のため、スマートIC入出時のSA・PAの利用可否に関する案内について、交通管理者との協議などを行い、順次、SA・PA進入路や本線上等に注意看板を設置する

事案3 高速道路SA・PAに設置されているEV急速充電スタンドの周知促進

相談要旨

電気自動車で高速道路を走行中、どこかのSA・PAにEV急速充電スタンドが設置されているか分からない。

ガソリンスタンド同様、EV急速充電スタンドについても、案内板に表示して走行中でも分かるようにしてほしい。

(参考)

平成25年度の電気自動車等の国内販売台数: 2万9,809台
(EV: 1万6,837台、PHV: 1万2,972台)



あっせん事項

- (1) 高速道路本線上へのEV急速充電スタンド案内板の設置に向け、関係機関との協議調整を行い、電気自動車等の運転手への周知促進を求める方向で検討すること
- (2) ペースメーカー等の使用者の安全性を確保する観点から、関係機関との協議調整を行い、EV急速充電スタンド設置場所付近における注意喚起を求める方向で検討すること

当局調査結果の概要 別添資料P37~39

NEXCO西日本が管理する四国管内の高速道路SA・PAには上下線合わせて計17台のEV急速充電スタンドが設置(徳島道4、高松道6、松山道3、高知道4)

⇒ NEXCO西日本HP及び高速道路ガイドブックではEV急速充電スタンドの設置状況の周知を図っているが、本線上における運転手への周知は未実施

⇒ EV急速充電スタンドの電磁波は、ペースメーカー等に一時的な影響を与える場合があるとして、本体脇に「近づかない」旨の注意喚起ステッカーが貼付されているが、目前まで近づかないと分からない状況

〈安全性・利便性の確保が必要〉

NEXCO西日本四国支社の回答

- (1) 本線上のEV急速充電スタンド案内板設置に向け、関係機関との協議調整を実施する
- (2) EV急速充電スタンド設置場所での注意喚起の徹底について、急速充電器の仕様を標準化している協議会(自動車メーカー、EV急速充電スタンド設置業者等で構成)に申し伝え、改善を求める

事案4 高速道路から利用可能なハイウェイオアシスにおける飲酒運転禁止の周知徹底

相談要旨

高速道路から利用可能なハイウェイオアシスでは酒類が販売されているが、飲酒事故を招く一因となるため廃止すべきではないか。

(参考)

ハイウェイオアシスは、高速道路の休憩施設と一体的に整備し、高速道路利用者に潤いのあるスペースを提供するとともに、施設の利用促進を図るものであり、高速道路区域外で地元市町や民間事業者が管理運営している。

また、高速道路から利用可能である一方、一般道路からの利用も可能となっている。

当局調査結果の概要

- ◆ 四国管内には、NEXCO西日本が管理する高速道路に隣接して地元市町が設置する2か所のハイウェイオアシスにおいて、ビール等の酒類が販売
(吉野川ハイウェイオアシス、石鎚山ハイウェイオアシス)
- ⇒ このうち、酒類売り場付近に運転手への飲酒運転禁止の周知看板や張り紙が設置されていないハイウェイオアシスあり(1か所)

〈安全性の確保が必要〉

あっせん事項

ハイウェイオアシス設置主体に対し、酒類売り場付近に飲酒運転禁止の周知看板や張り紙を設置し、運転手に対する注意喚起の徹底を求める方向で検討すること

NEXCO西日本四国支社の回答

飲酒運転による事故の危険性は十分に認識しているところであり、当該ハイウェイオアシス設置主体に対し、飲酒運転禁止の周知看板等の設置を申し入れ、運転手に対する注意喚起の徹底を求める

(参 考)

地域行政苦情救済推進会議

目 的

- ◆ 行政相談事案の処理に当たっては、公正性、中立性等の確保を図り、国民の視点に立った苦情解決を図ることが必要
- ◆ 民間有識者の意見を聴取することにより、その的確かつ効果的な処理を推進するために設置

構成委員(H28.12.5現在)

座長	土田 哲也	香川大学名誉教授
委員	泉川 誉夫	四国新聞社執行役員広告局長
委員	大西 玉喜	四国経済連合会常務理事
委員	兼間 道子	日本ケアシステム協会会長、社会福祉法人サマリヤ理事長
委員	久保 正範	四国行政相談委員連合協議会会長(香川行政相談委員協議会会長)
委員	橋田 行子	高松市消費者団体連絡協議会会長

(座長以外50音順)

別 添 資 料

平成 28 年 12 月 5 日

四国行政評価支局

目 次

(頁)

事案 1 関係	1
・ E T C 車線案内標示板が設置されていない例	1
・ E T C 車線案内標示板は設置されているが、一部の E T C 専用車線のみを誘導している例	6
・ E T C 専用車線に誘導路面標示が設置されていない例	12
・ 一部の E T C 専用車線にのみ誘導路面標示が設置されている例	16
・ E T C 専用車線への E T C 車線案内標示板及び誘導路面標示の設置状況 (県別整理表)	19
・ E T C 専用車線への E T C 車線案内標示板及び誘導路面標示の設置状況	21
事案 2 関係	29
・ スマート I C 入出時における S A ・ P A の逆走防止の注意喚起を行っている例	29
・ スマート I C 入出時の S A ・ P A 内の逆走防止に係る注意喚起の状況	33
事案 3 関係	37
・ E V 急速充電スタンド設置場所におけるペースメーカー、I C D 使用者に対する注意喚起の状況	37
・ 高速道路 S A ・ P A における E V 急速充電スタンドの設置状況	39

ETC車線案内標示板が設置されていない例

土居IC入口



高松中央 I C 出口（上り）

進入路から高松中央 I C 出口料金所までは見通しのよい直線となっている。しかし、上り方面から E T C 車線を利用する場合、出口料金所の E T C 車線の位置関係から、下り方面から直進して E T C 車線を利用する自動車の中に合流していく必要があり危険である。

このため、料金所手前の進入路付近に E T C 車線案内標識板を設置することが望ましいと考える。



今回の行政相談を端緒として、1か所だったE T C専用車線が2か所になり、合流する必要があった運転手の危険性が抑制され、安全性・利便性が向上する。



ETC専用車線は2か所に増えたが、高松中央ICは香川の玄関とも言える場所であり、料金所ブースも多い。また、他のICにおけるETC車線案内標示板の設置状況などから、ETC車線案内標示板を設置することが望ましいと考える。

今後、NEXCO西日本において、現地調査結果を踏まえ、ETC車線案内標示板の設置に向けた検討が行われる。



参考 高松中央 I C 出口（下り）
ETC車線案内標示板あり



参考 高松東 I C



参考 高松檀紙 I C



料金所までの距離は短く視認性は極めて高いが、ETC車線案内標示板が設置されている

ETC車線案内標示板は設置されているが、一部のETC専用車線のみを誘導している例

松山IC出口（上り、下り） ※一部改善済み

松山IC出口（上り、下り）のETC車線案内標示板は、ETC専用車線3車線（うち1車線は閉鎖中）のうち常時閉鎖中のETC専用車線1車線のみを誘導していたが、今回の行政相談を端緒として、閉鎖していたETC専用車線の運用が開始された。

今後、ETC専用車線3車線を誘導するよう、ETC車線案内標示板が適正な標示に改善されることとなっている。





三島川之江 I C 出口（上り） ※改善済み

E T C車線案内標示板は設置されているが、設置方向が悪いため走行車両から見えない。



高松西IC出口（上り）

ETC専用車線は2車線あるが、ETC車線案内標示板はETC専用車線1車線を誘導している。また、誘導路面標示もETC専用車線1車線にのみ設置されている。



善通寺IC出口（下り）

ETC専用車線は2車線あるが、ETC車線案内標識はETC専用車線1車線を誘導している。



いよ西条 I C 出口（上り）

ETC専用車線は2車線あるが、ETC車線案内標示板はETC専用車線1車線を誘導している。また、誘導路面標示もETC専用車線1車線にのみ設置されている。



E T C専用車線に誘導路面標示が設置されていない例

津田寒川 I C 出口（下り）



さぬき三木IC出口



伊予 I C出口



土佐 I C (出口)



一部の ETC 専用車線にのみ誘導路面標示が設置されている例

川内 IC 出口

ETC 専用車線は 2 車線あるが、誘導路面標示は ETC 専用車線 1 車線にのみ設置されている。



須崎東 I C 出口

ETC専用車線は2車線あるが、誘導路面標示はETC専用車線1車線にのみ設置されている。



ETC専用車線へのETC車線案内標示板及び誘導路面標示の設置状況(県別整理表)

(単位:箇所)

区分	調査対象箇所数				現地調査結果(未設置又は設置不十分な箇所)					
	IC数 (a)	ETC専用車線数 (b)	ETC車線案内標示 板設置箇所数(c)	誘導路面標示 設置箇所数(d)	ETC車線案内標示板		誘導路面標示		ETC車線案内標示板又は誘導路面 標示が適正でないETC専用車線	
					箇所数 (e)	割合(e/c)	箇所数 (f)	割合 (f/d)	箇所数 (g)	割合(g/b)
徳島道	12	12	19	12	0	0	0	0	0	0
高松道	34	37	44	35	6	13.6%	18	51.4%	21	56.8%
松山道	31	32	33	32	8	24.2%	18	56.3%	23	71.9%
高知道	14	14	19	14	1	5.3%	10	71.4%	10	71.4%
合計	91	95	115	93	15	13.0%	46	49.5%	54	56.8%

(注)1 当局の調査結果である。※別添資料「事案1 ETC専用車線へのETC車線案内標示板及び誘導路面標示の設置状況」に基づき当局が作成した。

2 IC(インターチェンジ)は、入口及び出口をそれぞれ1か所として計上した。

ETC車線案内標示板、誘導路面標示の未設置・設置不十分箇所の内訳

(単位:箇所)

区分	調査対象箇所 (a)	未設置 (b)	設置不十分 (c)	計 (d)	割合 (d/a)
ETC車線案内標示板	徳島道	19	0	0	0%
	高松道	44	1	5	13.6%
	松山道	33	1	7	24.2%
	高知道	19	0	1	5.3%
	合計	115	2	13	13.0%
誘導路面標示	徳島道	12	0	0	0%
	高松道	35	16	2	51.4%
	松山道	32	16	2	56.3%
	高知道	14	9	1	71.4%
	合計	93	41	5	49.5%

(注)上記表に基づき当局が作成した。

E T C専用車線へのE T C車線案内標示板及び誘導路面標示の設置状況

徳島道：徳島～井川池田 (単位：箇所)

I C名	E T C専用車線の設置数	E T C車線案内標示板の設置状況 「○」：設置 「△」：設置不十分 「×」：未設置	誘導路面標示の設置状況 「○」：設置 「△」：設置不十分 「×」：未設置	
			誘導路面標示の設置状況 「○」：設置 「△」：設置不十分 「×」：未設置	誘導路面標示の設置状況 「○」：設置 「△」：設置不十分 「×」：未設置
徳島	入口	専1	北入口：○ 南入口：○	○
	出口	専1	上り：○ 下り：○	○
藍住	入口	専1	○※	○
	出口	専1	上り：○ 下り：○	○
土成	入口	専1	○※	○
	出口	専1	上り：○ 下り：○	○
脇町	入口	専1	○	○
	出口	専1	上り：○ 下り：○	○
美馬	入口	専1	○※	○
	出口	専1	上り：○ 下り：○	○
井川池田	入口	専1	○	○
	出口	専1	上り：○ 下り：○	○
合計	未設置		0	0
	設置不十分		0	0
NEXCO西日本四国支社における対応 (今後の改善予定)			—	—

(注) 1 当局の調査結果による。

2 E T C車線案内標示板の設置状況欄の「○※」は、進入路から料金所までの距離が短いなど料金所までの視認性が高く、料金所上部のE T C車線標示板により、E T C車線の位置が確認できると判断し、E T C車線案内標示板の設置を省略しているもの (NEXCO西日本設計要領)。

事案1

高松道：鳴門～高松中央～大野原

(単位：箇所)

I C名		E T C専用 車線の設置 数	E T C車線案内標示板の 設置状況 「○」：設置 「△」：設置不十分 「×」：未設置	誘導路面標示の設置状況 「○」：設置 「△」：設置不十分 「×」：未設置
鳴門	入口	専1	南入口：○ 北入口：○	×
	出口	専2	上り：○ 下り：一注3	一注3
板野	入口	専1	○	×
	出口	専2	上り：△ 下り：△	△
引田	入口	専1	○※	×
	出口	専1	上り：○※ 下り：○※	×
白鳥 大内	入口	—	—	—
	出口	専1	上り：○ 下り：○※	×
津田東	入口	専1	○	×
	出口	専1	上り：○ 下り：○	×
津田 寒川	入口	専1	○	×
	出口	専1	上り：○ 下り：○	×
志度	入口	専1	○	×
	出口	専1	上り：○ 下り：○	×
さぬき 三木	入口(下り)	専1	○※	×
	出口(上り)	専1	○※	×
高松東	入口(上り)	専1	○	○
	出口(下り)	専1	○	○
高松 中央	入口	専1	○	○
	出口	専1	上り：×注4 下り：○	○
高松 檀紙	入口(上り)	専1	○	○
	出口(下り)	専1	○	○

事案1

I C名	E T C専用 車線の設置 数	E T C車線案内標示板の 設置状況 「○」：設置 「△」：設置不十分 「×」：未設置	誘導路面標示の設置状況 「○」：設置 「△」：設置不十分 「×」：未設置
高松西	入口(下り)	専1 ○	○
	出口(上り)	専2 △	△
坂出	入口(東)	専1 ○	○
	出口(上り)	専1 ○	○
善通寺	入口	専1 ○	○
	出口	専2 上り：△ 下り：△	○
三豊 鳥坂	入口(上り)	専1 ○	○
	出口(下り)	専1 ○	○
さぬき 豊中	入口	専1 ○	×
	出口	専1 上り：○ 下り：○	○
大野原	入口	専1 ○	×
	出口	専1 上り：○ 下り：○	×
合計	未設置	1注4	16
	設置不十分	5	2
<p>NE X C O西日本四国支社における対応（今後の改善予定） ※ 当局からの照会に対する平成28年9月27日付けの同社回答</p>		<p>① 高松中央I C出口について、運転手の安全性を考慮し、料金所にE T C車線を増設する。 また、同I C上り出口は、料金所までの視認性が高く、E T C車線案内標示板の設置を省略している。</p> <p>② 設置不十分である5か所のI Cについては、全てのE T C専用車線を案内するための適正な案内標示を行う。</p>	<p>計18か所のE T C専用車線について、全てのE T C専用車線を案内するための適正な誘導路面標示を行う。</p>

事案 1

- (注) 1 当局の調査結果による。
- 2 E T C車線案内標示板の設置状況欄の「○※」は、進入路から料金所までの距離が短いなど料金所までの視認性が高く、料金所上部のE T C車線標示板により、E T C車線の位置が確認できると判断し、E T C車線案内標示板の設置を省略しているもの（NEXCO西日本設計要領）。
 - 3 鳴門 I C上りの流出ランプはNEXCO西日本の管理区域であるが、下りの流出ランプから鳴門 I C料金所までは本州四国連絡高速道路株式会社管理区域となる（上り出口のE T C車線案内標示板のみNEXCO西日本が管理している。）。
 - 4 E T C車線案内標示板の設置状況欄の高松中央 I C出口（上り）については、本推進会議において、E T C車線案内標示板の設置が望ましいと判断したものの。

事案1

松山道：三島川之江～今治湯浦～松山～西予宇和

(単位：箇所)

I C名		E T C専用 車線の設置 数	E T C車線案内標示板の 設置状況 「○」：設置 「△」：設置不十分 「×」：未設置	誘導路面標示の設置状況 「○」：設置 「△」：設置不十分 「×」：未設置
三島 川之江	入口	専1	○	×
	出口	専1	上り：△注3 下り：○	○
土居	入口	専1	×	×
	出口	専1	○	○
新居浜	入口	専1	○	×
	出口	専1	上り：○ 下り：○	×
いよ 西条	入口	専1	○	×
	出口	専2	上り：△ 下り：△	△
いよ 小松	入口	専1	○※	×
	出口	専1	○※	×
いよ 小松北	入口	—	—	—
	出口	—	—	—
東予 丹原	入口	専1	○※	×
	出口(上り)	専1	○※	×
今治 湯浦	入口(上り)	専1	○※	×
	出口(下り)	専1	○	○
川内	入口	専1	西入口：○ 東入口：○	○
	出口	専2	上り：△ 下り：△	△
松山	入口	専3	国道33入口：○ 古川入口：○	○
	出口	専2	上り：△注4 下り：△注4	○
伊予	入口	専1	○	×
	出口	専1	○	×
内子 五十崎	入口	専1	○	×
	出口	専1	○	○

事案1

I C名	E T C専用 車線の設置 数	E T C車線案内標示板の 設置状況 「○」：設置 「△」：設置不十分 「×」：未設置	誘導路面標示の設置状況 「○」：設置 「△」：設置不十分 「×」：未設置		
				入口(上り)	出口(下り)
大洲 T B	専1	○	×		
	専2	○	○		
大洲 北只	—	—	—		
大洲 松尾T B	専1	○	×		
	専1	○	×		
西予 宇和	未設置※	—	—		
	未設置※	—	—		
合計 (箇所)	未設置	1	16		
	設置不十分	7	2		
<p>① 計8か所のI Cについて、全てのE T C専用車線を案内するための適正な案内標示を行う。</p> <p>② 松山I C料金所(出口)のE T C車線については、改良工事により閉鎖していた一部の車線の運用開始に向けて、現在準備中である。</p> <p>NE X C O西日本四国支社における対応(今後の改善予定) ※ 当局からの照会に対する平成28年9月27日付けの同社回答</p>					

(注) 1 当局の調査結果による。

2 E T C車線案内標示板の設置状況欄の「○※」は、進入路から料金所までの距離が短いなど料金所までの視認性が高く、料金所上部のE T C車線標示板により、E T C車線の位置が確認できると判断し、E T C車線案内標示板の設置を省略しているもの(N E X C O西日本設計要領)。

3 三島川之江I C出口(上り)にはE T C車線案内標示板は設置されているが、設置位置が悪く走行車両からE T C車線案内標示板が見えないため、設置不十分としている。

4 松山I C出口の料金所は、5車線のうち両端を除く3か所に誘導路面標示が設置されており、E T C車線案内標示板は当該3か所のうちの中央の1車線を誘導している。しかし、当該中央の1車線は常時閉鎖中となっている。

5 大洲北只I C及び西予宇和I Cは、両I Cの中間地点に設置されている大洲松尾T Bで精算する仕組みとなっている。

事案 1

高知道：新宮～須崎東

(単位：箇所)

I C 名		E T C 専用 車線の設置 数	E T C 車線案内標示板の 設置状況 「○」：設置 「△」：設置不十分 「×」：未設置	誘導路面標示の設置状況 「○」：設置 「△」：設置不十分 「×」：未設置
新宮	入口	—	—	—
	出口	専 1	○	×
大豊	入口	専 1	○	×
	出口	専 1	上り：○ 下り：○	×
南国	入口	専 1	○	○
	出口	専 1	上り：○ 下り：○	○
高知	入口	専 1	東入口：○ 西入口：○	×
	出口	専 1	上り：○ 下り：○	○
伊野	入口	専 1	○	×
	出口	専 1	上り：○ 下り：○	×
土佐	入口	専 1	○	×
	出口	専 1	上り：○ 下り：○	×
須崎東	入口(上り)	専 1	○	×
	出口(下り)	専 2	△	△
合計 (箇所)		未設置	0	9
		設置不十分	1	1
N E X C O 西日本四国支社における対応 (今後の改善予定) ※ 当局からの照会に対する平成 28 年 9 月 27 日付けの同社回答		設置不十分の 1 か所の I C について、E T C 専用車線を案内するための 適正な案内標示を行う。	設置不十分の 1 か所の I C について、E T C 専用車線を案内するための 適正な案内標示を行う。	計 10 か所の E T C 専用車 線について、全ての E T C 専 用車線を案内するための適正 な誘導路面標示を行う。

(注) 当局の調査結果による。

スマートIC入出時におけるSA・PAの逆走防止の注意喚起を行っている例

松茂PAスマートIC（上り）※徳島→鳴門・高松方面

スマートICの利用可能方向：フル方向、スマートIC入出時のSA・PA利用の可否：スマートICから入る場合及び出の場合は利用不可



【スマートICから入る場合】

料金所を出てPA進入路に設置されている注意看板1
(松茂PAでのUターンはできません。)



【スマートICから入る場合】

料金所を出てPA進入路に設置されている注意看板2
(松茂PAの利用はできません。)

松茂PAスマートIC（上り）

【スマートICから出る場合】



松茂PA手前の本線脇に設置されている注意看板1
(PA利用後ETC出口利用できません)

【スマートICから出る場合】



松茂PA手前の本線脇に設置されている注意看板2
(PA利用後ETC出口利用できません)
※手前に視界に入りやすい誘導看板あり

松茂PAスマートIC（上り）



松茂PAへの進入路に設置されている注意看板
（PA利用後ETC出口へは行けません。）



松茂PAのトイレ入口付近に2か所設置されている注意看板
（当PA利用後は逆走になるため、松茂スマートICのETC出口へは行けません。※PA利用後の流出は、本線への流出のみとなります。）

府中湖PAスマートIC（上り）

スマートICの利用可能方向：フル方向、スマートIC入出時のSA・PA利用の可否：スマートICから出る場合は利用不可



本線からPAに入る進入路脇に設置されている注意看板
(PA駐車後のICご利用は危険ですのでご注意ください)



松茂PAスマートIC（上り）に比べると、設置箇所数が
少なく、運転手が見落とすおそれがあると考えられる。

スマート IC 入出時の SA・PA 内の逆走防止に係る注意喚起の状況

スマート IC 名		スマート IC の 利用可能方向	スマート IC 入出時の SA・PA 利用の可否 (HP の記載状況)	調査結果 (注意看板等の設置状況) 【現地調査：平成 28 年 6 月 24 日】
徳島道	松茂 PA スマート IC	上り	フル方向 ・スマート IC 流入後の PA は利用できない。 ・PA 利用後はスマート IC から流出はできない。	<p>【スマート IC から入る場合】</p> <p>スマート IC 料金所通過後の松茂 PA 進入路に「松茂 PA での U ターンはできません。」「松茂 PA の利用はできません。」との注意看板が複数設置されている。</p> <p>【スマート IC から出る場合】</p> <p>・松茂 PA 手前の本線上及び本線から PA に入る進入路脇に注意看板が複数設置されている。</p> <p>【松茂 PA トイレ付近】</p> <p>・「PA 利用後は逆走になるため ETC 出口へは行けません。」との注意看板が複数設置されている。</p>
		下り	フル方向	スマート IC 流入後の PA は利用できない。

(注) 当局の調査結果による。

スマート IC 名		スマート IC の 利用可能方向	スマート IC 入出時の SA・PA 利用の可否 (HP の記載状況)	調査結果 (注意看板等の設置状況) 【現地調査：平成 28 年 6 月 24 日】	
徳島道	吉野川 SA スマート IC	上り	フル方向	SA 利用後はスマート IC から流出はできない。	SA への進入路脇、SA 内等に注意看板は確認できない。
		下り	フル方向	スマート IC 流入後の SA は利用できない。	スマート IC 料金所付近、SA への進入路脇等に注意看板は確認できない。

(注) 当局の調査結果による。

スマート IC 名		スマート IC の 利用可能方向	スマート IC 入出時の SA・PA 利用の可否 (HP の記載状況)	調査結果 (注意看板等の設置状況) 【現地調査：平成 28 年 6 月 14 日】
高松道	府中湖 PA スマート IC	上り	フル方向 PA 利用後はスマート IC から流出はできな い。	府中湖 PA への進入路脇に注意看板が設置されているが、松茂 PA に比べると目立たず、運転手が見落とすおそれがあると考えられる。
		下り	フル方向 スマート IC 流入後の PA は利用できない。	スマート IC 料金所付近、PA への進入路等に注意看板は確認できない。

(注) 当局の調査結果による。

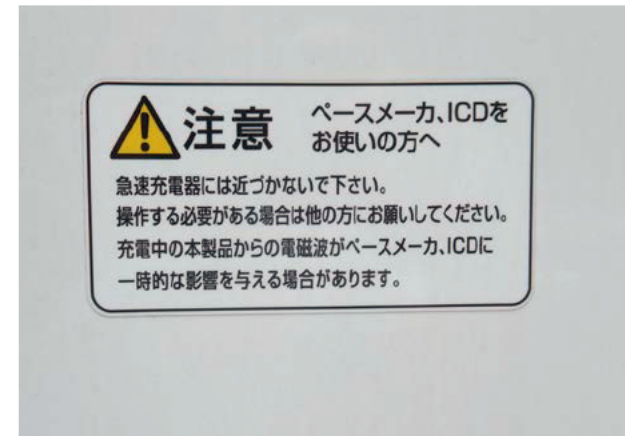
スマート IC 名		スマート IC の 利用可能方向	スマート IC 入出時の SA・PA 利用の可否 (HP の記載状況)	調査結果 (注意看板等の設置状況) 【現地調査：平成 28 年 6 月 14 日】	
高知県	土佐 PA スマート IC	上り	高知方面への 入口のみ	利用可能	—
		下り	高知方面から の出口のみ	PA 利用後はスマート IC から流出はできな い。	PA への進入路脇、PA 内等に注意看板は確認できない。

(注) 当局の調査結果による。

EV急速充電スタンド設置場所におけるペースメーカー、ICD 利用者に対する注意喚起の状況



本体脇に小さく「近づかないで下さい」との注意喚起シールが貼られているが、目前まで近づかないと分からない状況となっている。



上記の赤い囲み部分の注意喚起シールの記載内容



本体脇に小さく「近づかないで下さい」との注意喚起シールが貼られているが、目前まで近づかないと分からない状況となっている。



上記の赤い囲み部分の注意喚起シールの記載内容

四国管内の高速道路SA・PAにおけるEV急速充電スタンドの設置状況

区分	EV急速充電スタンド設置状況		参考 ガソリンスタンド 設置の有無	
	設置 SA・PA	設置台数		
徳島道	上板 SA	上り	1台	○
		下り	1台	
	吉野川 SA	上り	1台 ※ハウエイパシス内駐車場に設置	
		下り	1台 ※ハウエイパシス内駐車場に設置	
高松道	津田の松原 SA	上り	1台	○
		下り	1台	
	府中湖 PA	上り	1台	○
		下り	1台	
	豊浜 SA	上り	1台	○
		下り	1台	
松山道	石鎚山 SA	上り	1台 (共通)	○
		下り	※ハウエイパシス内駐車場に設置	
	伊予灘 SA	上り	1台	○
		下り	1台	
高知道	立川 PA	上り	1台	○
		下り	1台	
	馬立 PA	上り	1台	
		下り	1台	
計	18 か所	17 台	9 か所	

(注) 当局の調査結果による。